

令和5年度税制改正大綱

令和5年度税制改正大綱が、令和4年12月16日に公表されました。

税制改正大綱とは、各省庁や各種団体から提出された税制改正の要望をとりまとめ、今後の税制改正の基礎となる案です。必ずしも大綱のとおりには改正されるとは限りませんが、今回は公表された大綱の中から注目すべき項目のいくつかを紹介していききたいと思います。



相続税・贈与税関係の改正

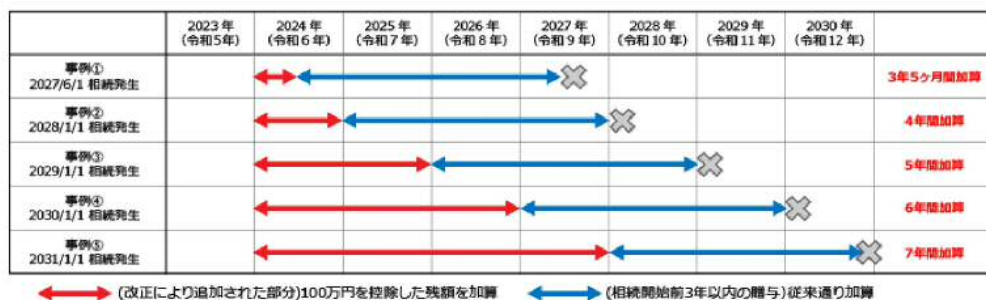
⑥ 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間の見直し

現行、相続開始前3年以内に受けた贈与は相続財産に加算することとなっていますが、相続財産に加算する期間が7年に延長されました。

なお、延長した4年間に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産に加算しないこととされました。

この改正は令和6年1月1日以後の贈与について適用されます。

具体的には、令和9年1月以降に加算期間が順次延長され、加算期間7年になるのは令和13年1月以降になります。



⑥ 相続時精算課税制度について毎年110万円の基礎控除を創設

相続時精算課税制度により行われた贈与について、課税価格から毎年110万円の基礎控除ができるようになります。また、相続税の計算において加算される金額も贈与財産の価額から過去の基礎控除を控除した後の金額になります。

例えば相続開始までの7年間、毎年110万円ずつ贈与していたとすると、暦年贈与の場合は670万円を加算することになりますが、

相続時精算課税制度を選択している場合、加算される金額は0円になります。

電子帳簿保存制度の改正

⑥ スキャナ保存制度の見直し

改正により、国税関係書類をスキャナで読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存や、記録事項の入力者等の情報の確認が不要となります。

また、国税関係帳簿との間に、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこととされる書類が、重要書類（契約書・領収証等）に限定されます。

⑥ 電子データの保存制度についての見直し

メール等で受け取った電磁的記録保存する請求書・領収証等については見直しがされることとなり、次の要件を満たす事業者はそのデータを保存する際の検索要件のすべてが不要となりました。

- ・ 判定期間における売上高が5,000万円以下の事業者（現行1,000万円以下）
- ・ その電磁的記録の出力書面の提示、または提出の求めに応じる準備をしている事業者

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

⑥ 防衛力強化を目的として、安定的な財源を確保するために、令和6年以降の適切な時期に、下記の内容で増税が実施されることとなります。

✿ 法人税

法人税額に対して4%~4.5%を一律に上乗せする。

ただし、中小企業などに配慮し、課税標準となる法人税から500万円を控除することになります。

✿ 所得税

所得税額に対して1%を一律に上乗せする。

現在、所得税額に対し2.1%の復興特別所得税が課されていますが、この税率を1%引き下げて1.1%とすることで、当面の負担は据え置きとなります。ただし、復興財源確保のために課税期間は延長され、長い目で見ると増税となる予定です。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。